

一宮市告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項に規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月9日

一宮市長 中野 正康

1 指定を取り消した指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 FOREST

一宮市萩原町中島字浄土寺60番地

2 指定を取り消した事業所の名称及び所在地

ねいろの里 短期入所

一宮市萩原町中島字浄土寺60番、61番1

3 処分年月日等

処分年月日

令和6年2月9日

指定取消年月日

令和6年4月9日

4 指定等に係る事業の種類

短期入所

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

2312102326